厚生労働省 **茨城労働局**　　フォトレポート

雇用均等関係法令等説明会をオンラインで実施しました！
～「育児・介護休業法」及び「女性活躍推進法」の改正について～

令和４年 10 月５日

左：育児・介護休業法 説明担当者
右：WEB 配信進行管理担当者

左：女性活躍指針法 説明担当者
右：WEB 配信進行管理担当者

茨城労働局では、以下①、②の法律が施行となることに伴い、事業主・人事労務担当者の皆さまを対象として、全５回の法施行直前説明会を実施しました。

①育児・介護休業法
男性の育児休業等の取得促進を図るため、改正が令和４年４月１日、令和４年 10 月１日、令和５年４月１日の段階的な施行となっています。

②女性活躍推進法
女性の活躍に関する情報公表項目として「男女の賃金の差異」が追加され、常用労働者 301 人以上の企業に対し、情報公表が義務化されました。

今般は、新型コロナ感染症対策により、オンラインでの説明会となりました。
８月 30 日（火）、９月５日（月）、９月 13 日（火）は「改正育児・介護休業法説明会」を茨城県と共催により実施し、茨城県産業戦略部労働政策課から「茨城県働き方改革優良（推進）企業認定、いばらき女性活躍推進会議について」の説明をいただきました。

９月 28 日（水）、10 月５日（水）については「改正育児・介護休業法」の説明に加えて「女性活躍推進法」の改正について説明しました。

雇用環境・均等室では引き続き、関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めるとともに、「予約制個別相談会」にて事業主の皆さまを支援します。

◀「予約制個別相談会」では事業主の皆さまに対し、法律の概要説明や、規定整備等のアドバイスをしています。
詳細はリンク先をご参照ください。

【お問い合わせ先】
茨城労働局　雇用環境・均等室　℡ 029-277-8295